

富岡市生活支援体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者の生活支援及び介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業の実施内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置
- (2) 生活支援・介護サービス協議体（コーディネーター、生活支援等サービスの提供主体等が参画する定期的な情報共有及び連携強化の場をいう。以下「協議体」という。）の設置及び運営

(コーディネーターの配置及び活動内容)

第3条 市長は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、コーディネーターを配置する。

2 コーディネーターは、協議体の他の構成員と連携して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 生活支援の担い手の養成、サービスの開発その他資源開発
- (2) サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築
- (3) 市民が求める生活支援等サービスとその提供主体の活動のマッチング

3 コーディネーターは、地域における支え合い活動又は生活支援等サービスの提供実績のある者であって、前項各号の活動を適切に行うことができ、かつ、所属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有する者とする。

(協議体の設置及び取組内容)

第4条 市長は、地域のサービスを担う多様な主体間の情報共有及び連携強化を図り、協働による地域資源の開発及び充実を推進するため、協議体を設置する。

2 協議体は、前項の目的を推進するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) コーディネーターの組織的な補完
- (2) 地域の支援ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進
- (3) 生活支援等サービスの企画、立案及び方針の策定
- (4) 地域づくりにおける情報交換及び働きかけ
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(協議体の構成)

第5条 協議体は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 地縁組織関係者
- (2) 介護サービス事業者
- (3) 保健若しくは医療又は福祉関係者
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) コーディネーター
- (6) 関係行政機関職員

(7) その他市長が必要と認める者

2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の定数は、15人以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議体の運営)

第6条 協議体の運営は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 協議体に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。ただし、委員長及び副委員長は、コーディネーター以外の者から選任する。

(2) 協議体は、委員長が招集する。

(3) 委員長は、会務を総理し、協議体を代表する。

(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(5) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明の聴取、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議体構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。